

中間市テレビ放送等を活用した
シティプロモーション業務委託
仕様書

中間市

1 業務名

中間市テレビ放送等を活用したシティプロモーション業務委託（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

中間市内及び受託者事業所内等

4 目的

中間市（以下「本市」という。）では、まちの将来像に「夢がかなうまち なかま」を掲げ、世代を超えた多くの方が本市の魅力を感じ、本市に「来たい」、「住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりを進めている。また、人口減少社会にあって、まちの持続可能性を維持していくためには、地域がにぎわいを保ち続けるとともに、「稼げるまち」を実現することが重要である。そこで、地域におけるにぎわいの創出、地域経済の活性化を実現し、移住・定住施策の推進、交流人口及び関係人口の増加を図ることを目的として、テレビ放送等を活用し、本市の観光情報及び特産品等のまちの魅力を発信するシティプロモーション業務を実施する。

5 業務内容

受託者は、関西圏（全て関西圏のみでも可とするが、九州圏での放送もあれば、評価を加点する。以下「関西圏等」という。）において、テレビ放送を通じた本市の魅力発信に係る以下の業務を実施する。

※ここでいうテレビ放送とは、関西圏等の在住者が主に視聴できる地上波テレビ番組の放送をいう。なお、関西圏等以外の地域を含め放送される番組であっても差し支えない。また、テレビ放送と併せて、「TVer」をはじめとする動画配信サービスによる動画配信を行うことを可とする。

- (1) テレビ番組は2番組以上4番組以内程度を目安とし、放送時間はコマーシャルを除き合計で90分以上とする。
- (2) 番組の形式は問わず、特別番組及び既存番組のいずれであっても差し支えない。
- (3) 視聴者層は世代を問わず幅広い年代を対象とするが、特に30代から50代までをメインターゲットとした番組を制作すること。
- (4) 番組制作においては、本市の特産品、注目の人物・企業や取組、観光情報、移住・定住情報等を取り上げ、まちの魅力を発信するとともに、本市の認知度向上に資するものとする。また、内容は、本市の住民にとって、郷土への愛着を感じ

られ、住民としての誇りに繋がるものとする。

- (5) 上記各号を踏まえ、独自の創意・工夫を盛り込んだ具体的な企画提案を行うこと。
- (6) 当該放送内容を二次使用する場合は、評価の対象とする。特に、動画配信サービス等を活用し、放送圏域外での二次視聴を促進する場合は、評価を加点する。
- (7) 制作は、受託者が担当する。この制作とは、企画立案、調査、キャスティング、ロケーション、撮影、編集などテレビ番組の制作及び放送に必要な全ての作業を含む。
- (8) 受託者は、番組の制作に当たっては、発注者及び取材先等と適宜必要な打合せを行い、十分な情報収集を行うものとする。
- (9) 企画及び制作に係る細部については、必要に応じて発注者と受託者との協議を経て決定するものとする。また、放送時期の決定についても同様とする。
- (10) 制作に係る関係団体等に対する取材・撮影の協力依頼及び調整については、受託者が行うものとし、発注者は受託者の本業務の遂行に協力するものとする。
- (11) 発注者は、受託者に対し、必要に応じて本業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (12) 発注者は、視聴率等に基づき広告換算額等を検証し、可能な範囲で視聴者の性別・年代・職業等について分析し、本業務の効果を書面にて詳細に報告するものとする。
- (13) 発注者は、制作したテレビ番組を記録したデータをDVD等で本市確認用として1セット提出すること。

6 本業務に係る留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際して知り得た機密又は個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の実施に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者の責任において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たっては、発注者の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項及び細部の業務内容については、その都度発注者と協議すること。